

●環境サポーター ～『地域の環境は地域で守る!』～

『第9回環境サポーター統一行動』が開催されました

平成25年6月2日(日)、イオン・チェリオ第二駐車場において環境サポーター統一行動が開催され、市内から362名の環境サポーターが参加しました。

式典では、倉本会長のあいさつにはじまり、市長と鹿嶋警察署長から活動への感謝やエールを頂きました。また、各地区の評議委員長の紹介と不法投棄撲滅標語の表彰を行いました。

式典終了後、赤いユニホームを身に着けたサポーターの皆さんが、横断幕やのぼり旗を掲げ、国道124号を通る人々に不法投棄撲滅をPRするパレードを行いました。



不法投棄撲滅評語受賞作品

- | | | |
|--------|----------|---------------------------|
| ☆小学生の部 | 笠掛 優さん | 「捨てないで そのポイ捨てが 山となる」 |
| ☆小学生の部 | 鈴木 快人さん | 「捨てないで 海や山が 泣いているよ」 |
| ☆中学生の部 | 村山 明日花さん | 「ぼくたちは 大人のポイ捨て 見たくない」 |
| ☆一般の部 | 加藤 眞琴さん | 「ちょっと待って! あなたの“心”も 捨てますか」 |

●市内環境美化運動

平成25年6月9日 『環境美化運動』が開催されました

市民の皆さんの参加により、7.7トンのごみを回収することができました。ご協力ありがとうございました。

次回の市内環境美化運動は
平成25年11月3日です。



●海岸一斉清掃

平成25年7月6日 『第9回鹿嶋市海岸一斉清掃』が 開催されました

市内10箇所の拠点において実施されました。

約2,200人の参加により約9トンのごみを回収することができました。ご協力ありがとうございました。



●野焼き禁止について

野焼き は法律で禁止されています!!



「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、平成13年4月1日から野焼きは**原則禁止**となっています。

ドラム缶に入れての焼却、穴を掘っての焼却、基準を満たさない焼却炉での焼却も野焼きです。

※違反者には、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はこの両方が科されます。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第15号)

※『火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為』をする時に消防署へ届出を行いますが、これは焼却行為を許可するものではありません。

近隣より苦情のある場合は行政指導の対象となります。

野焼き禁止の例外

下記のような例外もありますが、例外となる行為であっても、近隣より苦情のある場合は行政指導の対象となります。

例外となる行為でも他人に迷惑を及ぼす焼却はできません。

例外として認められるもの	具体例
国や地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却	・河川管理者などが河川の管理を行うために伐採した草木などの焼却
震災、風水害、火災、凍霜害その他災害予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却	・災害等の応急対策 ・火災予防訓練
風俗慣習上又は宗教上の行事を行うためのもの	・正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事 ・塔婆の供養焼却
農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないもの	・農業者が行う稲わら等の焼却 ・林業者が行う伐採した枝条等の焼却 ・漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却
たき火など日常生活を営む上で通常行われる軽微なもの	・暖をとるためのたき火 ・キャンプファイヤー

●ごみの出し方の注意事項について



草木

個人所有の草木は、衛生センターへ**直接搬入**するかまたは**1度に5袋**までごみステーションに搬出してください
(※ご不明な場合は環境課へご連絡ください)

※草に土がついている場合は回収されません



花火

水に浸し、水を切った後、『**危険**』と記載し不燃ごみとして搬出してください



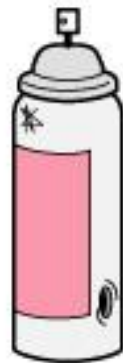
ライター

屋外などでガスを出し切った後、『**危険**』と記載し不燃ごみとして搬出してください



金属製オイル缶

中身を全て出し、水洗いした後、キャップ等を外した状態で不燃ごみとして搬出してください



スプレー缶

屋外などでガスを出し切った後、本体に**穴**を空けて、『**危険**』と記載し不燃ごみとして搬出してください



その他

液体が入ったままの容器や、砂や土がまざったものは回収されません



ペットボトル

ペットボトルは、横方向にスルメ状につぶしてください

※事業用ごみ袋（可燃：緑色，不燃：茶色）でごみを出すと回収されません。許可業者に依頼するかまたは自己搬入してください

※ごみ集積所 設置要件



- ・ 10世帯以上の加入世帯数
(周辺に無いなど特殊な事情がある場合は5世帯以上の加入世帯数)
- ・ 交通量の多い交差点又は信号機から5m以上の距離
- ・ 幹線道路に面していないこと

●ごみの収集について

お盆期間のごみの収集の休業について

**平成25年8月13日(火)・14日(水)・15日(木)は、
可燃ごみ・不燃ごみの収集がお休みになります。
資源集積所での資源回収もお休みです。**

但し、お盆期間中でも鹿嶋市立衛生センターは操業していますので、直接持ち込むことはできます。

粗大ごみは有料となります。

※詳しくはクリーンカレンダーをご確認ください。



危険なごみの出し方について

今年、不燃ごみを収集していた収集車で**スプレー缶が破裂し、火災事故**が起きました

不燃ごみ袋に『危険』と書く

スプレー缶：中身を使い切ってから、本体に穴を空ける

ライター：中身を使い切ってから、中のガスを全部出す

包丁等刃物：かたい紙でしっかり包む

花火：水などでしっかり濡らし、水をよく切る



●節電にご協力ください

平成25年夏においても、例年どおりの節電の取組が求められています。市民の皆さんには、熱中症などに注意し、**無理のない範囲**での節電にご協力ください。

○家庭でできる節電対策の一例として

- ・冷房の温度設定を28℃にする。(フィルターを定期的に清掃する等)
- ・グリーンカーテンを利用する。
- ・使用していない電気機器のコンセントを抜く。
- ・照明機器をこまめに消す。

